

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年10月1日から50年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、17万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から52年4月1日まで

申立期間のオンライン記録の標準報酬月額が、当時、A社で受け取っていた給与額と相違しているため、実際の給与額（昭和47年12月までは、17から18万円。それ以降は、22から24万円。）に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月1日から50年10月1日までの期間については、B厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳によれば、標準報酬月額は17万円となっていることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険及びB厚生年金基金の届出様式は複写式であった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、17万円であったと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年9月1日から49年10月1日までの期間及び50年10月1日から52年4月1日までの期間については、A社の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主も、「標準報酬月額については、申立期間当時の会社の関連資料は残っておらず、自分は社会保険事務にも関与していなかったため分からない。」と述べている。

また、社会保険事務担当者は、「社長の指示により実際の給与額よりも低い金額を報酬月額として社会保険事務所に届け出ていたが、厚生年金保険料については、社会保険事務所で決定された標準報酬月額に基づく金額を控除していた。」と述べている。

さらに、昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間については、申立人に係る厚生年金基金の加入記録が確認できるところ、このうち、49 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 50 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間については B 厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳における標準報酬月額、オンライン記録と一致している上、C 健康保険組合が保管する申立人の被保険者資格取得届及び喪失届によれば、資格取得時（5 万 2,000 円）及び喪失時（19 万円）の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 46 年 9 月 1 日から 49 年 10 月 1 日までの期間及び 50 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 52 年 3 月まで

夫が国民年金の加入手続を行い、その後、市役所から納付書が送られてきて、私が毎月、地区市民センターで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の年金記録は未納となっていることに納付できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和 53 年 2 月頃に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与していない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から59年3月まで

元夫は、自営業だったので、昭和53年の結婚の際、元夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

元夫が自分（元夫）の分と私の分を一緒に、集金に来る銀行員に国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和59年7月頃に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、元夫が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、元夫は、「加入手続は行っていない。」と述べている上、申立期間当時居住していたA市において、申立人及び元夫の国民年金加入記録を確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないとしていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 49 年頃に社会保険事務所（当時）で、夫の分として 10 万円くらい、私の分として 8 万円くらいの国民年金保険料を一括で納付した。納付した時には、社会保険事務所の職員に、「これが納付できる最後の時である。これで皆と同じく年金受給できる。」と言われた。

未納期間があるのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を一括で納付したとする昭和 49 年は、第 2 回特例納付の実施期間内であるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 7 月に払い出されていることから、申立人が、申立期間について、49 年に第 2 回特例納付において国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間直前となる昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料を、55 年 1 月 7 日に第 3 回特例納付において納付しており、申立期間についても、第 3 回特例納付が可能であるものの、申立人が納付したと記憶している保険料額は、第 3 回特例納付において実際に必要であった金額と大きく異なっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に一括で納付したと述べているものの、申立人の夫の国民年金保険料についても、申立期間と一部重なる昭和 40 年 10 月以前の分が第 3 回特例納付において納付され、それ以外の同年 11 月から 48 年 3 月までの分は未納となっている上、申立人及びその夫が第 3 回特例納付において納付したことが確認できる月数と、国民年金加入後、それぞれが 60 歳になるまで国民年金保険料を納付した場合の月数との合計は、国民年金受給資格要件の 300 か月となることから、申立

人及びその夫は、不足する月数についてのみ特例納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 20 日まで
② 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 25 日まで
③ 昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで

今回、年金事務所から脱退手当金についてはがきが届き、初めて脱退手当金が支給されていることになっていると知った。

私は、出産のために昭和 48 年 3 月に会社を退職したが、その当時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失手続の受付日である昭和 48 年 4 月 5 日に婚姻後の姓から旧姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 6 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失手続、氏名変更手続及び脱退手当金の裁定請求が併せて行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示がされており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。